

山梨市告示第138号

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所が不明のため送達することができないので、
地方税法第20条の2の規定により公示送達する。

なお、当該書類は税務課で保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付
する。

令和 8年 9月 11日

山梨市長 高 木 晴 雄



1 送達すべき書類の名称

令和8年度 固定資産税 第2期 督促状

令和8年度 国民健康保険料 第1期 督促状

令和8年度 市県民税 第1期 督促状

令和8年度 市県民税（特別徴収） 6月分 督促状

2 送達を受けるべき者の氏名

田崎 夏海 飯島 正樹 日伸株式会社 依田 寿美
雨宮 俊 伊藤 貴洋

(注)

地方税法第20条の2第3項の規定により、この掲示をした日から起算して7日を経過し
たときに書類の送達があったものとみなす。

掲 示 期 間

R8年 9月17日

総 務 課 承 認